

## タイの投資形態 (BOI (タイ国投資委員会)) その2



前回のレポートに引き続きBOI (タイ国投資委員会) に関し、今回は投資優遇措置を受けるための条件などについて紹介します。

現在、BOIの中でも「新投資奨励戦略」という新制度に関心が寄せられています。新制度の詳細が公表された時点で、本レポートでも詳しく報告しますが、5月17日に開催されたBOI本会議において、以下のとおり概要が決定されました。

導入時期 : 2015年1月 (現在の優遇制度は2014年末まで)

対象業種 : 投資奨励対象が現行の業種 (7分野129業種) から以下の10区分に絞られる

- (1) 基礎インフラ・物流、(2) 基礎産業、(3) 医療用具・科学機器
- (4) 再生可能エネルギー・環境、(5) 工業部門を支援するサービス業
- (6) 基礎技術開発、(7) 食品・農産品加工、(8) 保健・医療サービス、
- (9) 自動車関係、(10) 電気・電子

ゾーン制廃止 : 現在の3つのゾーン区分による優遇制度を廃止し、業種別による基準に改正され、大きく分けて以下の分類で区分

- ①ベーシック・インセンティブ (基本となる奨励)
- ②メリットベースド・インセンティブ (タイにとって有益な業種の投資に対する奨励)

前回のレポートで、2013年1月から3月までのBOI申請状況を報告しましたが、2013年4月までの最新申請状況は以下のとおりです。

<2013年1月～4月までの申請状況>

・投資申請件数 747件

- ・投資総額 5,100億バーツ(約1兆5,000億円)
- ・件数 前年同期比26%増
- ・金額 前年同期比80%増
- ・投資分野 以下のとおり(投資額の多い順)
  - ① 公共施設、航空、天然ガス発電所、工業団地造成等  
167件/2,461億バーツ(約7,400億円)
  - ② 自動車、機械、金型、金属製品等  
156件/1,241億バーツ(約3,700億円)
  - ③ 缶詰・冷凍食品、ジュース、ゴム加工パーム油、飼料、飼育業等  
210件/832億バーツ(約2,500億円)

※出典：5月17日付 タイ時事通信社



ここから、現行のBOI の優遇措置を受けるための資格や基準等について、以下のとおり紹介します。

- 1 国籍不問
- 2 奨励対象業種(7分野129業種)であること
- 3 初期投資は、100万バーツ以上であること(土地代と運転資金除く)
- 4 負債の額は登録資本金の3倍以内であること
- 5 最新の機械を使用していること。中古の場合は問題がないかBOIに別途書類提出
- 6 外資出資規制は以下のとおり
  - 農業、畜産、漁業、採鉱と鉱山業、サービス業：49%以内
  - 製造業：規制なし(外資出資100%も可)
- 7 総売上高に対して20%以上の付加価値を有すること
- 8 1,000万バーツ以上の投資(土地代と運転資金を除く)の場合、操業後2年以内に

ISO9000又は国際基準の認定が必要（認定を受けない場合は法人所得税の免税期間が1年短縮される）

- 9 登録資本金は操業までに全額の支払が必要
- 10 投資金額が5億バーツ（土地代と運転資金を除く）以上の場合、FS（フィージビリティ・スタディ／事業化可能性調査）報告書の提出が必要

上述の現行基準等は、2014年未までの条件になるため、BOIの恩恵付与を検討している企業は早急に申請準備を行う必要があります。また、BOIの恩恵取得後も、定期的にBOI事務局への書類の提出や担当官などの現場訪問（工場やオフィスなど）を受ける必要があり、しっかりとした対応が必要になります。

### 【岡山県タイビジネスサポートデスク】

<<日本国内デスク（株式会社アークビジネスサーチ内）>>

【所在地】：東京都千代田区神田小川町1-11-8 大竹ビル7階

【担当者】：志賀 敦（しが あつし）

<<タイ/バンコク現地デスク（ARK ENTERPRISE CO., LTD. 内）>>

【所在地】：138 Boonmitr Bldg., 3rd Floor, Rm.A2, Silom Rd., Suriyawong, Bangrak  
Bangkok, 10500 Thailand

【担当者】：福田 淳（ふくだ じゅん）

※デスクのご利用にあたっては、まず岡山県産業企画課マーケティング推進室  
(086-226-7365)へご相談ください。